

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

売上高減少 助成金
最大 **50万円** 支給

2020年度

宇都宮市

新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策

助成金・制度融資

制度融資
無利子 融資
当初3年間実質

宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会
(宇都宮商工会議所・うつのみや市商工会・宇都宮市)

企業等応援助成金

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている **市内中小・小規模事業者、個人事業主**を対象とした助成金です。
- ✓ 国の「持続化給付金」**申請開始までのつなぎ支援（メニュー①）**と、国の給付金の**対象と**ならない**企業に対する支援（メニュー②）**の2つのメニューがあります。

対象・助成額イメージ図

新型コロナウイルス感染症の影響で
売上が減少した事業者

減少率50%以上（国給付金対象）

売上高減少

減少率20～50%未満（国給付金対象外）

国の給付金**申請開始までのつなぎ支援**

（申請期間：令和2年4月24日～国の給付金申請開始まで）

企業等応援助成金

「つなぎ支援」の受付は終了しました。
※国給付金の活用をご検討ください。

法人：10万円
個人事業主：5万円

（国：経済産業省）

持続化給付金

法人：200万円
個人事業主：100万円

※国の給付金の支給を受けた後で市の助成金に申請はできません。

国の**給付金対象外**の事業者に対する支援

（申請期間：令和2年4月24日～令和3年1月15日）

企業等応援助成金
（メニュー②）

	法人	個人事業主
減少率 30～50%未満	50万円	25万円
減少率 20～30%未満	25万円	12.5万円

※金額は上限額

前年総売上(事業収入)－前年同月比▲20%以上減少した月の
売上×12か月以内

対象事業者（※1）

〔メニュー①〕

受付は終了いたしました。

〔メニュー②〕

減少率20～50%未満の
市内中小・小規模事業者、
個人事業主

お問合せ先

新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策
コールセンター

028-632-5209

（平日9：00～17：00）

申請期間

〔メニュー①〕

令和2年5月15日をもって
受付は終了いたしました。

〔メニュー②〕

令和2年4月24日～
令和3年1月15日まで

<いずれも消印有効>

申請書の配置先

①宇都宮市ホームページに
掲載

②市内各市民活動センター、
地区市民センター、
出張所に設置

ホームページ
QRコード



申請方法

右記の「提出書類」を作成し、
下記まで**郵送**（※2、3）

〔郵送先〕〒320-0806
宇都宮市中央1-1-13
中央生涯学習センター5階
新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会
事務局

（※2）3密（密閉・密集・密接）を回避するため原則、
郵送での申請となります。ご理解・ご協力下さいま
すようお願いいたします。

（※3）1事業者につき、1回限りの申請となります。

（※1）
資本金10億円未満

提出書類

法人	個人事業主
申請書、売上高等計算書（※4）、前年度の確定申告書類の写し（※5）、通帳の写し	
登記事項証明書の写しや会社概要など	開業届の写しや青色申告書の写し、パンフレットなど 本人確認書類（運転免許証などの写し）

（※4）「売上高等計算書」については、所定の様式がありますのでご注意ください。

（※5）確定申告の義務がない場合は、「市民税の申告書類の写し（収支内訳書の「月別売上（収入）金額の明細」を含むもの）」
確定申告が猶予されている場合は、前々年度の「確定申告書類の写し」又は
「市民税の申告書類の写し（収支内訳書の「月別売上（収入）金額の明細」を含むもの）」を提出してください。

「売上高減少率」と「助成額」の計算方法

例 2019年の総売上1,200万円で、「3月」の売上高で減少率を算出する法人の場合

売上高減少率			
	1月	2月	3月
2020年	75万円	65万円	90万円
2019年	100万円	100万円	150万円
前年 同月比	約25% 減	約35% 減	約40% 減

最も売上額が減少した月を選択いただけます。

創業1年未満の事業者につきましては、減収率の算出方法が上記とは異なります。詳細は企業等応援助成金のパンフレットをご覧ください。コールセンターまでお問合せください。

30% < 40% < 50%なので、メニュー②に該当（50%以上の場合は、国の「持続化給付金」に該当）

助成額

$$2019\text{年の総売上} - \left(2020\text{年3月の売上} \times 12\text{か月} \right)$$

$$= 1,200\text{万円} - (90\text{万円} \times 12\text{か月})$$

$$= 120\text{万円 (算出額)} > 50\text{万円 (限度額)}$$

「算出額」と「限度額」のいずれか小さい金額が「助成額」となります。

↓

助成額：50万円

新業態開拓等支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、**新たな業態（デリバリー、通販、3密回避策など）を開拓した企業**に対して、その経費を**最大50万円**まで補助します。

※ただし、補助対象経費ごとに上限額がありますのでご注意ください。

対象・補助額イメージ図

（申請期間：令和2年5月8日～12月28日）

新業態開拓等支援補助金

補助対象経費	補助率	上限額
設備費、備品費、委託費 など	対象経費の1/2	50万円

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同月比20%以上減少した事業者

基準日以降に新たな取組実施

- 〔対象となる取組例〕
- > デリバリー・テイクアウトサービスの開始
 - > 通販用商品の開始
 - > 3密回避のための予約システムの導入

対象事業者（※6）

売上高が前年同月比20%以上減少した

市内中小・小規模事業者、個人事業主（※6）

（※6）資本金10億円未満

※申請書は、企業等応援助成金と同様に

ホームページ掲載や、地区市民センターなどで設置しております。

お問合せ先

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

028-632-5209


（平日9：00～17：00）

申請方法

下記まで郵送

〔郵送先〕〒320-0806
宇都宮市中央1-1-13
中央生涯学習センター5階
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局

宇都宮市制度融資

 宇都宮市の「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」は、**当初3年間は実質無利子**、4年目以降も低利でご利用いただけます。

	宇都宮市	参 考	
		栃木県	国（日本政策金融公庫）
名称	新型コロナウイルス感染症対策特別資金	新型コロナウイルス感染症 緊急対策資金	新型コロナウイルス感染症 特別貸付
利率	0.5% ※融資期間5年以内の場合	1.2%以内または1.4%以内	中小事業0.21%（当初3年間） 1.11%（4年目以降）
	0.6% ※融資期間7年以内の場合		国民事業0.46%（当初3年間） 1.36%（4年目以降）
利子補給	0.6%以内 （当初3年間）	利率の利息部分全額 （当初1年間）	利率の利息部分全額 （当初3年間）
信用保証料	あり	あり	なし
信用保証料補助	全額 ※ただし市制度融資貸付累計額1,000万円以内の範囲	一部	なし
融資の申込窓口	市内に本店または支店を有する銀行、 信用金庫または商工組合中央金庫	市内に本店または支店を 有する銀行、信用金庫 または商工組合中央金庫	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

対象者など上記以外の詳細は、宇都宮市、栃木県、日本政策金融公庫のHPをご覧ください。

各種相談窓口

相談窓口	主な相談内容	連絡先
宇都宮市新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策実行委員会	企業等応援助成金 新業態開拓等支援補助金	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎028-632-5209
宇都宮商工会議所	経営全般、資金繰り	経営支援部 ☎028-637-3131
	消費応援コーナー	地域振興部 ☎028-637-3131
	BM SOSメール	地域振興部 ☎028-637-3131
栃木県	資金繰り、県制度融資	産業労働観光部経営支援課金融担当 ☎028-623-3181
栃木県よろず支援拠点	経営全般	経営相談窓口 ☎028-670-2618
栃木労働局	給与、手当、支払いなど 解雇・雇止め	労働基準部監督課 ☎028-634-9115
	雇用調整助成金	ハローワーク宇都宮 ☎028-638-0369
	特別休暇制度を設ける際の 具体的な手続き	雇用環境・均等室 ☎028-633-2795
栃木県信用保証協会	資金繰り、セーフティネット保証、 危機関連保証	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 ☎028-635-2195
宇都宮市	感染が疑われる場合の対応	帰国者・接触者相談センター 平日：☎028-626-1114/夜間：☎028-626-1135
	セーフティネット保証の認定申請、 市制度融資	商工振興課 ☎028-632-2433
日本政策金融公庫	資金繰り	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

（本パンフレットは、令和2年5月15日時点の情報をもとに作成しております。）